

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成29年4月1日
有限会社山口運送

平成28年度の自動車事故報告第2条に該当する事故件数は0件でした

事故の内容	件数
車両火災	0件
自転車との接触	0件
オートバイとの接触	0件
発車時、急停車による事故	0件
乗用車との接触による車内事故	0件
乗務員疾病による運行中止	0件
車両装置の故障	0件
合 計	0件

※根拠規定は下記のとおりに定められています。

道路運送第29条に基づき国土交通省大臣に届け出る事故

- 第1号 自動車転覆し、転落、火災、(積載物品の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 第2号 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの
- 第3号 自動車に積載された次に掲げるものの、全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
- 第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- 第5号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止した場合)
- 第6号 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により、自動車が運行できなくなったもの